所得控除

（申告書の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」及び「4 所得から差し引かれる金額」に記入）

所得控除の種類	所得控除の要件（内容）及び必要書類	控除額
社会保険料控除	本人又は生計を一にする配偶者やその他の親族の社会保険料を支払った場合 **○領収書・証明書等が必要（国民年金・国民年金基金は証明書）**	支払額の合計額 **※配偶者等の特別徴収（年金天引きにより納付した）分は除く**
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金・確定拠出年金加入者掛金・心身障害者扶養共済掛金等 **○証明書等が必要**	支払額の合計額
生命保険料控除	本人又は配偶者やその他の親族を受取人とする生命保険料を支払った場合 **○証明書が必要**	
	新契約（平成２４年１月１日以後に締結した一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料）の場合	（支払った各保険料） １２,０００円以下 …… 支払った保険料の金額 １２,００１円～３２,０００円 … 支払った保険料×１/２+６,０００円 ３２,００１円～５６,００１円 … 支払った保険料×１/４+１４,０００円 ５６,００１円～ …… 一律２８,０００円
	旧契約（平成２３年１２月３１日以前に締結した一般生命保険料及び個人年金保険料）の場合	（支払った各保険料） １５,０００円以下 …… 支払った保険料の金額 １５,００１円～４０,０００円 … 支払った保険料×１/２+７,５００円 ４０,００１円～７０,０００円 … 支払った保険料×１/４+１７,５００円 ７０,００１円～ …… 一律３５,０００円
	一般生命保険料と個人年金保険料に関して**新契約と旧契約の両方に加入している場合**	新契約の控除額と旧契約の控除額の合計額（一般生命保険料又は個人年金保険料それぞれ上限２８,０００円）
	一般生命保険料控除・個人年金保険料控除・介護医療保険料控除の合計適用限度額 …… ７０,０００円	
地震保険料控除	本人又は生計を一にする配偶者やその他の親族の地震保険料を支払った場合 **○証明書が必要**	
	１ 地震保険料に関する保険料のみの場合	支払った保険料の１/２の額（最高限度額２５,０００円）
	２ 平成１８年１２月３１日までに締結した長期損害保険契約の保険料（旧長期損害保険料）のみの場合	（支払った旧長期損害保険料） ５,０００円以下 …… 支払った保険料の金額 ５,００１円～１５,０００円 …… 支払った保険料×１/２+２,５００円 １５,００１円～ …… 一律１０,０００円
	３ 地震保険料と旧長期損害保険料がある場合	１と２それぞれの方法で計算した金額の合計額（最高限度額２５,０００円）
	４ 一つの保険で地震保険料と旧長期損害保険料が備わっている保険に加入	１と２のどちらかの控除を選択
配偶者控除・配偶者特別控除	右表のとおり ※納税義務者本人の前年の合計所得金額が１,０００万円を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。 （i）老人控除対象配偶者…昭和 30 年１月１日以前に生まれた人（70 歳以上）	

配偶者の前年の合計所得金額		納税義務者本人の前年の合計所得金額 900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	48万円以下	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者(i)	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円
	133万円超	0円	0円	0円

扶養控除	本人と生計を一にし、前年の合計所得金額が48万円以下の扶養親族（配偶者及び事業専従者を除く）がある場合 **○扶養控除の該当者の中で同居していない扶養親族がいる人は、申告書裏面の「13 別居の扶養親族等に関する事項」の欄にも氏名・住所・個人番号を記入してください。** **○扶養の判断日は令和6年12月31日です。**	一般〔平成 18 年１月２日～平成 21 年１月１日生まれの人（16 歳以上 19 歳未満）及び昭和 30 年１月２日～平成 14 年１月１日生まれの人（23 歳以上 70 歳未満）〕… 33 万円 特定〔平成 14 年１月２日～平成 18 年１月１日生まれの人（19 歳以上 23 歳未満）〕… 45 万円 老人〔昭和 30 年１月１日以前に生まれた人（70 歳以上）〕… 38 万円 同居老親等（老人扶養親族のうち、本人又は配偶者の直系尊属で、本人又は配偶者のいずれかと同居を常況としている人）… 45 万円
	１６歳未満の扶養親族（控除対象外） ※上記の条件等は同じです。	平成 21 年１月２日以後生まれの人は、扶養控除の対象になりませんが、**市・県民税の非課税基準額算出などに必要ですので、氏名等を記入してください。**
基礎控除	右表のとおり	

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

雑損控除	本人又は前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする配偶者やその他の親族が災害又は盗難などにより損害を受けた場合 **○領収書・り災証明書等が必要**	次のいずれか多い金額 １（損失額－保険等により補てんされた額）－（総所得金額等×１０%） ２ 災害関連支出－５万円
医療費控除 ※1又は2の選択適用となります。	1. 医療費控除 本人又は生計を一にする配偶者やその他の親族の医療費を支払った場合（控除限度額200万円） **○医療費控除の明細書が必要**	〔支払った医療費の総額 － 保険金等補てん額〕－〔「１０万円」と「総所得金額等×５%」の少ない方の金額〕
	2. 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制） 一定の取組を行った上で本人又は生計を一にする配偶者やその他親族のスイッチＯＴＣ医薬品購入費を支払った場合（控除限度額88,000円） **○一定の取組を行った証明書及びセルフメディケーション税制の明細書が必要**	〔スイッチＯＴＣ医薬品購入費の総額 － 保険金等補てん額〕－ 12,000円

記入例

令和７年度　市・県民税（住民税）申告書［兼国民健康保険税］

（あて先）諏訪市長

おもて

令和7年 3月 1日提出

住所	諏訪市 高島一丁目22番30号		市町村コード	行政区コード	受付	検算
フリガナ	スワ タロウ	個人番号	世帯コード		住民コード	
氏名	諏訪 太郎	1 2 3 4 5 6 7 8 1 2 3 4				
明大昭平 35年 3月 4日生		電話 1234-56-7890	一部特別徴収			
世帯主名又は同居先名	世帯主との続柄	職業又は勤務先	指定番号		宛名番号	
諏訪 太郎	本人					

○令和６年中に収入のなかった方は□にチェックし、裏面16の該当欄に記入してください。　□ 令和６年中収入なし

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除

社会保険の種類	支払った保険料
国民健康保険	180,000円
国民年金	67,100
介護保険	8,240
合計	255,340

⑮ 生命保険料控除

新生命保険料の計 円	旧生命保険料の計 140,292円
新個人年金保険料の計 円	旧個人年金保険料の計 120,000円
介護医療保険料の計 18,950円	

⑯ 地震保険料控除

地震保険料の計 7,500円	旧長期損害保険料の計 34,000円

⑰～⑲ 寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除
⑰ □ 寡婦控除（□ 死別　□ 生死不明　□ 離婚　□ 未婚遺）
⑱ □ ひとり親控除
⑲ □ 勤労学生控除（学校名）

⑳ 障害者控除
1 フリガナ スワ イチロウ　氏名 諏訪 一郎　障害の程度 身体1 級
個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4
2 フリガナ　氏名　障害の程度　級
個人番号

㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者
配偶者 フリガナ スワ ハナコ　氏名 諏訪 花子　生年月日 昭・大㊸ 25・8・12　配偶者の合計所得金額 0円
個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4　□ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）

㉓ 扶養控除
1 フリガナ スワ イチロウ　氏名 諏訪 一郎　生年月日 昭・大㊸ 63・6・1　同居・別居の区分 ☑ 同居 □ 別居　続柄 子
個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4　控除額 33万円
2 フリガナ　氏名　生年月日 昭・大・昭 平・令 ・・　同居・別居の区分 □ 同居 □ 別居　続柄
個人番号　控除額
3 フリガナ　氏名　生年月日 昭・大・昭 平・令 ・・　同居・別居の区分 □ 同居 □ 別居　続柄
個人番号　控除額

16歳未満の扶養親族（控除対象外）
1 フリガナ スワ カリン　氏名 諏訪 かりん　生年月日 ㊰平 25・4・3　同居・別居の区分 ☑ 同居 □ 別居　続柄 孫
個人番号 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5 6 7
2 フリガナ　氏名　生年月日 平・令 ・・　同居・別居の区分 □ 同居 □ 別居　続柄
個人番号
3 フリガナ　氏名　生年月日 平・令 ・・　同居・別居の区分 □ 同居 □ 別居　続柄
個人番号

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面［12］に氏名、個人番号及び住所を記入してください。　扶養控除額の合計 330,000

㉖ 雑損控除
損害の原因　損害年月日　損害を受けた資産の種類
損害金額 円　保険などで補塡される金額 円　差引損失額のうち災害関連支出の金額 円

㉗ 医療費控除
支払った医療費等 111,304円　保険などで補塡される金額 25,000円

5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市・県民税の納税方法

□ 給与から差引き（特別徴収）
□ 自分で納付（普通徴収）

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記入してください。

1 収入金額等

事業等	事業等	ア	円
事業	農業	イ	
	不動産	ウ	
	利子	エ	
	配当	オ	
	給与	カ	1,850,000
雑	公的年金等	キ	710,000
	業務	ク	
	その他	ケ	200,000
総合譲渡	短期	コ	
	長期	サ	
一時		シ	3,750,000

2 所得金額

事業等	事業等	①	
事業	農業	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	1,113,600
雑	公的年金等	⑦	110,000
	業務	⑧	
	その他	⑨	30,000
	合計（⑦+⑧+⑨）	⑩	140,000
総合譲渡・一時		⑪	59,848
合計		⑫	1,313,448

4 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	⑬	255,340
小規模企業共済等掛金控除	⑭	
生命保険料控除	⑮	70,000
地震保険料控除	⑯	13,750
寡婦・ひとり親控除	⑰/⑱	
勤労学生・障害者控除	⑲/⑳	530,000
配偶者（特別）控除	㉑/㉒	380,000
扶養控除	㉓	330,000
基礎控除	㉔	430,000
⑬から㉔までの計	㉕	2,009,090
雑損控除	㉖	
医療費控除 区分□	㉗	20,632
合計（㉕+㉖+㉗）	㉘	2,029,722

地方税法附則第４条の５の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除欄」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

私は下記代理人に委任します。
※別世帯の方が代理申告をする場合、委任者が全て記入してください。

委任者	住所 氏名	㊞
代理人	住所 氏名 電話	続柄

裏面にも記入する欄がありますので注意してください。

収入のない人の申告書の書き方

１. 申告書表面の「□令和6年中収入なし」にチェックを記入してください。
２. 申告書裏面の16「令和6年中に収入がなかった方の記載欄」の該当する事項に、その状況を詳しく記入してください。
遺族年金・障害年金・老齢福祉年金等の非課税所得がある人は、該当する項目を○で囲み、収入金額を記入してください。

所得控除の種類	所得控除の要件（内容）及び必要書類	控除額
寡婦控除	前年の合計所得金額が 500 万円以下で、かつ住民票の続柄に「夫(未届)」の記載がある人がいなく、以下の１又は２に該当する人 １ 夫と死別し、又は離婚した後婚姻していない人や夫の生死が明らかでない人で、扶養親族を有する人 ２ 夫と死別した後婚姻していない人や夫の生死が明らかでない人	２６万円
ひとり親控除	現に婚姻をしていない人（未婚の場合も含む）、又は配偶者の生死が明らかでない人で以下の要件を全て満たす人 １ 前年の総所得金額等の合計額が 48 万円以下の生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者は除く）を有する ２ 前年の合計所得金額が 500 万円以下 ３ 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある人がいない	３０万円
勤労学生控除	学生でかつ前年の合計所得金額が75万円以下で、給与所得等以外の所得金額が１０万円以下の場合 **○学生である証明書が必要**	２６万円
障害者控除	本人、同一生計配偶者又は扶養親族（１６歳未満の場合も含む）が障害者の場合 ※特別障害者…身体障害１・２級、知的障害 A1・A2、精神障害１級の人等	普通障害… 一人につき２６万円 特別障害… 〃 ３０万円 同居特別障害… 〃 ５３万円（申告者と同居している特別障害者等）

住所・氏名

・住所・氏名・フリガナ・個人番号・生年月日・電話番号・世帯主の氏名・続柄をすべて記入してください。
・住所・氏名等の申告書の印刷内容に変更があれば線を引いて訂正してください。

所得金額

（申告書の「1 収入金額等」及び「2 所得金額」に記入）

所得の種類		内容	備考
事業	営業等	製造業・飲食業・サービス業・医師・外交員・作家等	申告書裏面の「７ 事業・不動産所得に関する事項」の欄に記入し、収支内訳書を添付してください。
	農業	農産物の生産・家畜の飼育等	
不動産		地代・家賃等	
利子		預貯金の利子等	所得税が源泉徴収されたものは原則として申告は不要です。
配当		株式の配当金等（出資配当）	詳細についてはお尋ねください。
給与（収入は㋕ 所得は⑥）		俸給・給料・賃金・賞与など（パート・アルバイトを含む） 〔給与所得の速算表〕	源泉徴収票のない人は、申告書裏面の「６ 給与所得の内訳」の欄に記入してください。

給与等の収入金額の合計額（A）	給与所得の金額	
550,999円まで	0円	
551,000円～1,618,999円	A － 550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	B：Aを「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。	B×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円		B×2.8－80,000円
3,600,000円～6,599,999円		B×3.2+440,000円
6,600,000円～8,499,999円	A × 0.9 － 1,100,000円	
8,500,000円以上	A － 1,950,000円	

所得の種類		内容	備考
雑	公的年金等（収入は㋖ 所得は⑦）	国民年金・厚生年金・共済年金など ※遺族年金・障害年金などは、非課税所得のため記入は不要です。	

〔公的年金等に係る雑所得の速算表〕小数点以下は切り捨て

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(α)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額 1,000万円以下
65歳未満の人（昭和35年１月２日以後生まれ）	600,000円まで	0円
	600,001円 ～ 1,299,999円	α － 600,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	α × 0.75 － 275,000円
65歳以上の人（昭和35年１月１日以前生まれ）	1,100,000円まで	0円
	1,100,001円 ～ 3,299,999円	α － 1,100,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	α × 0.75 － 275,000円
年齢不問	4,100,000円 ～ 7,699,999円	α × 0.85 － 685,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	α × 0.95 － 1,455,000円

雑	業務（収入は㋗ 所得は⑧）	原稿料・講演料・太陽光発電による売電収入等	申告書裏面の「８ 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」欄に記入し **証明書等を添付**
	その他（収入は㋘ 所得は⑨）	個人年金保険・互助年金等上記以外のもの	
総合譲渡		車両・機械・営業権など、不動産、株式等以外の資産の譲渡 保有期間５年以内 … 短期 ５年超 …… 長期	申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入し **証明書等を添付** ※特別控除は最高50万円
一時		生命保険の一時金・満期返戻金等	

所得金額調整控除

給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額の両方があり、その金額の合計額が 10 万円を超える場合、給与所得控除後の給与等の金額から控除されます。

控除額
（給与所得控除後の給与等の金額（上限10万円）+公的年金等に係る雑所得の金額（上限10万円））－10万円

税額から差し引かれる金額

控除項目	内容	備考
寄附金	都道府県・市区町村、長野県共同募金会、日本赤十字社長野県支部、長野県・諏訪市の条例で指定した団体等に対して支出した寄附金	寄附金の領収書を添付してください。

※ふるさと納税により、市・県民税から控除を受けるためには確定申告を行う必要があります。（ただし、ワンストップ特例制度を受ける場合は、申告は不要です。）